

令和 6 年 6 月 11 日現在

機関番号：32639  
研究種目：基盤研究(C)（一般）  
研究期間：2018～2023  
課題番号：18K02547  
研究課題名（和文）米国チャータースクールにおける管理運営組織の支援による効果的 school 経営モデルの開発  
  
研究課題名（英文）The Development of Effective School Management Model by Supports of Charter School Authorizers in U.S.A  
  
研究代表者  
湯藤 定宗（YUTO, Sadamune）  
  
玉川大学・教育学部・教授  
  
研究者番号：20325137  
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000 円

研究成果の概要（和文）：チャータースクール(以下CS)における管理運営組織の支援による効果的な school 経営モデルの開発という研究目的を達成するために、主にミネソタ州とルイジアナ州を取り上げて、事例調査・分析を行った。

本研究においては、ミネソタ州が法制化した Minnesota Authorizer Performance Evaluation System(MAPES) という、CSの管理運営組織であるオーソライザーの質保障を目的とした新たな仕組みと実態の一端を明らかにし、効果的なCS経営モデルの開発に資するMAPESの可能性と課題について言及した。また、MAPESによる公教育体制再構築の実態と課題について考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究ではCSによる公教育体制の再構築の可能性と課題について考察を行った。主要な研究知見として、ミネソタ州が制度化したMAPESというオーソライザー評価システムの概要と実態を明らかにした。<sup>M</sup>

公教育体制とは、学区教委が公立学校を管理運営する仕組みを指す。公教育体制の再構築とは、学区教委以外の組織が公立学校としてのCSを管理運営することを指す。ミネソタ州のCS制度及び実態は、公教育体制の再構築を量的にも質的にも実現しており、それらの知見は、学術的意義が高く、米国だけではなく日本の公教育体制の再構築を考察する際に高い社会的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：To achieve the research objective of developing an effective school management model through the support of charter school authorizing organizations, case studies and analyses were conducted, focusing primarily on Louisiana and Minnesota.

In this study, we shed light on Minnesota Authorizer Performance Evaluation System, a new framework enacted in Minnesota aimed at ensuring the quality of charter school authorizers. We discussed the potential and challenges of Minnesota Authorizer Performance Evaluation System in contributing to the development of an effective charter school management model. Additionally, we examined the possibilities and challenges of restructuring the public education system through Minnesota Authorizer Performance Evaluation System.

研究分野：教育経営学

キーワード：チャータースクール オーソライザー school 経営 公教育体制の再構築 MAPES

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

アメリカ合衆国(以下米国)における公立学校の管理運営は、実質的には学区教育委員会(以下学区教委)が担っていた歴史を有する。後述するように、現在においても学区教委による公立学校の管理運営が主流である。

ところで米国における学校教育の質は、特に都市部において厳しい状況にあると指摘されて久しい。都市部における学区教委の機能不全も指摘されてきた。一方で、1991年にミネソタ州がチャータースクール(以下CS)法を制定して以降、学区教委に代わる組織が公立学校としてのCSを管理する新たな公教育体制が普及しつつあった。

### 2. 研究の目的

CSとは学区教委もしくはその他の非営利組織の認可を受けて学区から相対的に独立し、学校経営における自律性を保持すると同時に、各州によるCS法に基づき、教育諸目標の達成を義務付けられ、アカウンタビリティを問われる認可契約更新型公立学校と定義される。

CSを対象として、それらの学校がどのような効果的な学校経営を行い、どのような成果を挙げているかを明らかにすることを本研究の目的とする。同時に、CSを管理運営しているオーソライザーと称する組織に焦点を当てる。CSは、学業成績等において常にアカウンタビリティを果たすことと、一定程度の児童生徒の獲得を条件として経営の継続が認められる。したがって、CSの安定した経営を確保するためには、CSを管理運営する組織による学校支援の質が非常に重要になる。目覚ましい教育成果を挙げているCSも存在するが、効果的な学校経営のあり方が学術的に明らかになっているわけではない。本研究では、複数の州を対象として、チャータースクールを管理運営する組織の支援による効果的な学校経営モデルを開発する。

### 3. 研究の方法

各州が有するCS制度、及び各州のCS実態を調査分析した結果、ミネソタ州のCS制度を焦点化することとした。そう判断した理由は二つある。第一に、ミネソタ州のCS法においてはオーソライザーになることができる組織が学区教委に限定されておらず、本研究が目指すCSによる公教育体制の再構築を可能にするからである。第二に、ミネソタ州が制度化しているMinnesota Authorizer Performance Evaluation System(以下MAPES)が、オーソライザーの質保障を可能にする仕組みであることが分かったからである。したがって、本研究では主として、ミネソタ州のMAPESを対象として、文献調査やインタビュー調査を実施した。

### 4. 研究成果

主たる研究成果は以下の6点である。

(1)日本教育経営学会第59回大会(2019年6月)において、オーソライザーの質保障を目的として制度化されたミネソタ州のMAPESに関する研究発表を行った。事例研究の結果、オーソライザーが一定の水準に達していない場合であっても、ミネソタ教育省による1年間の指導(介入)を通して、一定の水準に引き上げる仕組みを整えていることを明らかにした。また、MAPESの制度化により、CSをオーソライザーが管理運営する従来の仕組みに加えて、オーソライザーをミネソタ教育省が管理運営する仕組みにもなっていることを明らかにした。

(2)米国ニューオーリンズ市におけるCSによる公教育体制再構築に関する研究を行った。ルイジアナ州のCS法によれば、オーソライザーになれる組織は、学区教委と州教育省初等中等教育局に限定されていた。ただ、同州にはオーソライザーとは別に、CSを支援するCharter Management Organization(以下CMO)を称される非営利組織が複数存在し、CS支援を行っている実態を明らかにした。ただし、ルイジアナ州では学区教委が公立学校としてのCSを管理運営するという従前の公教育体制は維持されており、公教育体制再構築の可能性は高くないことを明らかにした<sup>(1)</sup>。

(3)関西教育行政学会12月例会(2020年)において、「米国チャータースクールのオーソライザーに対する地方教育行政による管理統制に関する研究」を発表した。本発表では、ミネソタ州におけるCSのオーソライザーに対する地方教育行政による管理統制の仕組みと実態の一端を明らかにすることを通して、公教育体制再構築の可能性と課題を考察した。ミネソタ州では学区教委が管理運営しているCSは5校のみであり、学区教委以外のオーソライザーが176校のCSを管理運営しており、ミネソタ州では公教育体制の再構築が実現している事実を明らかにした。

(4)日本教育経営学会第61回大会(2021年6月)において「米国チャータースクールに対するオーソライザーによる評価・支援に関する研究」を発表した。本発表では、ミネソタ州の目的特化型Aオーソライザーを事例として以下の2点を明らかにした。第一に、オーソライザーAは、評価・支援を担当するCadre Teamメンバーの評価能力・専門性を重要視し、多様な教育キャリア

アを有する人材を多く揃え、かつ、ワークショップや研修を行い、Cadre Team メンバーの評価・支援能力の維持・向上に注力していた。結果としてそれが、ミネソタ教育省によるオーソライザーA に対する高い評価にもつながっていた。第二に、A によるオーソライジングは oversight を最重要視し、年間複数回の observation を実施し、メンバー間（リーダーを含む）あるいはCS 関係者との密なコミュニケーションを通して、より適切な評価・支援を行う仕組みが整えられていた。以上のような「評価・支援能力の維持・向上」と「より適切な評価・支援を行う仕組み」が特に重要視されるのは、すべてのオーソライザーに対して言えることではあるが、オーソライザーA においても評価・支援能力や専門性が厳しく問われていることを示している。

(5)日本教育経営学会第 62 回大会（2022 年 6 月）において「米国チャータースクール制度におけるオーソライザー評価の実態に関する研究」を発表した。本発表では、オーソライザー評価の経年比較を通して、MAPES によるオーソライザー評価の実態把握と公教育体制再構築の可能性と課題について考察し、以下の点を明らかにした。

2016 年と比較して、2021 年の MAPES パフォーマンス報告書は、評価が 3 段階改善していた。それは、2016 年の結果、及び矯正アクションプランに基づき、自己評価の仕組みを作り、CS にも自身がやっているオーソライジングの評価を聞くなど、自己評価を積極的に行った結果、上記の評価につながったと言えよう。また、定年延長していたリエゾンについては、新たに Partnerships Coordinator というポジションを作り、新規採用し、リエゾンとしての役割を果たしていることも今回の評価につながったと言えよう。事例としたオーソライザーは、長きにわたり、ミネソタ州の複数の CS のオーソライザーとして CS を支援・監督してきた。MAPES が制度化されて以降、1 巡目（2010 年から 2015 年）は、MAPES PR の総合評価は、1.60 であり、再評価を次年度に受けて、オーソライザーの資格を保持できていた。2 巡目（2016 年度から 2021 年度）の MAPES パフォーマンス報告書は、ほとんどの項目についても改善が見られた。したがって、事例としたオーソライザーの質保障は、達成されたと考えることができる。

(6)日本教育経営学会第 63 回大会（2023 年 6 月）において「米国チャータースクール制度におけるオーソライザー評価システムに関する研究」を発表した。本発表の目的は、MAPES の「2 巡目報告書」に焦点を当てて、ミネソタ州 CS 制度におけるオーソライザー評価システムの概要と実態を明らかにすることを通して、公教育体制再構築の可能性と課題について考察することであった。

「教育の民営化政策が教育を統制する中央政府の役割を減ずるものではなく、新たに再編成するものであり、あるいは公教育制度の解体なのではなく、公教育制度の再構築であるとするならば、それがどのような内実をもつものであるかが積極的に問われなければならない。」<sup>(2)</sup>と黒崎は主張したが、本発表は、「公教育体制の再構築」の内実の一端を明らかにしたと言える。

1991 年にミネソタ州において CS 法が制定されて以降、9 割の州が CS 法を制定しているに至っている。米国全体で見た場合、CS を管理運営するオーソライザーの 9 割は学区教委であり、「従来の公教育体制」の下で CS が管理運営されている。一方で、ミネソタ州のように、12 のオーソライザーのうち学区教委は 2 つのみで、ミネソタ州の CS169 校のうち、学区教委が運営する CS は 3 校しかない現状を見れば、ミネソタ州の CS では、量的な観点からは「公教育体制の再構築」が実現していると言える。一方、質的な観点からは、MAPES によって、オーソライザーの質の保障を通して、CS の質保障に取り組んでいると考えることができる。

オーソライザーの質を担保するために制度化された MAPES については、筆者らの上記の発表で明らかにした通り、評価者としての School Works が個々のオーソライザーに対して、一定の基準に基づく評価と支援を展開していることが分かる。結果として、大半のオーソライザーが基準を満たし、更なる 5 年間のオーソライザーとしての資格を維持することができた。

#### 参考・引用文献

(1)湯藤定宗「米国ニューオーリンズにおけるチャータースクールによる公教育体制再構築に関する研究」大倉健太郎編『震災復興に資する社会関係資本を核とした公教育の役割と地域再生モデルの国際比較研究』2020 年、1 - 9 頁。

(2)黒崎勲「教育の市場化・民営化と教育行財政」日本教育行政学会編『日本教育行政学会年報』第 26 号、2000 年、5 頁。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 大倉健太郎	4. 巻 12
2. 論文標題 都市型農園とコミュニティ・ファーム	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 週刊教育PRO	6. 最初と最後の頁 2-3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大倉健太郎	4. 巻 51
2. 論文標題 学校と地域における食のセーフティネット	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 教育PRO	6. 最初と最後の頁 2-3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大倉健太郎	4. 巻 17
2. 論文標題 「リスト社会」における食をめぐる学校と地域コミュニティ	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 教育学研究論集（武庫川女子大学 教育学部）	6. 最初と最後の頁 32 - 38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大倉健太郎	4. 巻 6月16日
2. 論文標題 学校休業から垣間見えること	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 週刊教育PRO	6. 最初と最後の頁 2-3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大倉健太郎	4. 巻 10月20日
2. 論文標題 ポストコロナ期の教育	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 週刊教育PRO	6. 最初と最後の頁 2-3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 湯藤定宗	4. 巻 -
2. 論文標題 米国ニューオーリンズにおけるチャータースクールによる公教育体制再構築に関する研究	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 震災復興に資する社会関係資本を核とした公教育の役割と地域再生モデルの国際比較研究	6. 最初と最後の頁 1 - 9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大倉健太郎	4. 巻 -
2. 論文標題 ニューオーリンズにおける復興10年度以降の新たな展開 コミュニティとチャータースクールとの関係性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 震災復興に資する社会関係資本を核とした公教育の役割と地域再生モデルの国際比較研究	6. 最初と最後の頁 10 - 17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大倉健太郎	4. 巻 -
2. 論文標題 災害後のコミュニティとチャータースクール	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 震災復興に資する社会関係資本を核とした公教育の役割と地域再生モデルの国際比較研究	6. 最初と最後の頁 18 - 23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 湯藤定宗、福本昌之、諏訪英広
2. 発表標題 米国チャータースクールにおけるオーソライザー評価システムに関する研究—Minnesota Authorizer Performance Evaluation System(MAPES) Round Two Summary Reportに焦点を当てて—
3. 学会等名 日本教育経営学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 湯藤定宗
2. 発表標題 米国チャータースクール制度におけるオーソライザー評価の実態に関する研究 Minnesota Authorizer Performance Evaluation System(MAPES)における事例分析
3. 学会等名 日本教育経営学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 湯藤定宗
2. 発表標題 米国チャータースクールに対するオーソライザーによる評価・支援に関する研究
3. 学会等名 日本教育経営学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 湯藤定宗
2. 発表標題 米国チャータースクールのオーソライザーに対する地方教育行政による管理統制に関する研究
3. 学会等名 関西教育行政学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 湯藤定宗、福本昌之、諏訪英広
2. 発表標題 米国チャータースクールにおけるオーソライザーの質保証に関する研究 - The Minnesota Authorizer Performance Evaluation System(MAPES)に焦点を当てて -
3. 学会等名 日本教育経営学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大倉健太郎・湯藤定宗
2. 発表標題 ニューオーリンズにおける復興10年後の新たな展開 チャータースクールを中心として
3. 学会等名 アメリカ教育学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 アメリカ教育学会	4. 発行年 2021年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 307
3. 書名 現代アメリカ教育ハンドブック（第2版）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	大倉 健太郎  (OKURA Kentaro)  (10266257)	武庫川女子大学・学校教育センター・教授   (34517)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	福本 昌之  (FUKUMOTO Masayuki)  (60208981)	広島市立大学・国際学部・教授    (25403)	
研究分担者	諏訪 英広  (SUWA Hidehiro)  (80300440)	川崎医療福祉大学・医療技術学部・教授    (35309)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関